

## 分収林契約者の名義変更等について

### 背景

分収交付金の発生が想定される事業実施の際には、改めて該当する契約者の皆様へ、事業実施のご案内に合わせて、契約情報に変更がないか事前確認を行っているところです。

しかしながら、契約締結から相当の期間が経過していることから、近年、現在の森林所有者＝契約者が不明となる事案が発生し、登記情報から追跡できない案件が発生しています。

分収林事業を円滑に進め、分収交付金を速やかに契約者へお届けするためにも、所有権移転の手続きをお願いするものです。

### 手続きが必要となる具体的な事例

契約地を相続した

相続に際し、住所、電話番号も変更となった

共有林代表者名で契約したが、代表者が変更となった

団体、会社等代表者が変更となった

事後の手続き

契約地の売買、譲渡をお考えの場合

契約地を森林以外の利用をお考えの場合

事前の手続き

※ 上記の例以外にも、手続きが必要となる場合があります。まずは、速やかに会社へご連絡頂き、手続きをご案内いたします。